鹿角市観光パンフレット印刷製本業務
（公募型プロポーザル実施要領）

令和８年１１月

秋田県鹿角市　観光交通課

１　業務の内容

（１）業務名

鹿角市観光パンフレット印刷製本業務

（２）事業内容

「鹿角市観光パンフレット印刷製本業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（３）委託期間

契約した日の翌日から令和９年３月３１日まで

（４）提案限度額

２，７４５，６００円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

２　参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加申し込みを行い、参加資格の確認を受けたもの（以下「参加者」という。）とする。

（１）鹿角市入札参加資格を有すること。

（２）本社または営業所を鹿角市内に有すること。

（３）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること（契約を締結する能力を有しない者及び破産者でないこと）。

（４）民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生又は更生手続の申し立てを行っている者でないこと。

（５）公募の日から契約締結の日まで、市、国及び他の地方公共団体から、指名停止の処分を受けていないこと。

（６）国税及び地方税を滞納していないこと。

（７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当しないこと。

３　スケジュール

（１）企画提案募集開始	令和８年１１月６日（金）
（２）質問書の提出期限	令和８年１１月１３日（金）午後４時（必着）
（３）質問書の回答	令和８年１１月１７日（火）
（４）企画提案書等提出期限	令和８年１１月３０日（月）午後４時（必着）
（５）審査	令和８年１２月上旬
（６）審査結果通知	令和８年１２月上旬

４　質問受付及び回答

本パンフレット印刷製本業務では説明会を実施しないため、本要領及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、次のとおり対応する。

《質問書の提出》

（１）受付期間

令和８年１１月６日（金）から令和８年１１月１３日（金）午後４時まで

（２）提出先

〒018-5201　秋田県鹿角市花輪字新田町 11-4　道の駅かづの　あんとらあ 2 階

鹿角市 観光戦略部 観光交通課 観光振興班（電話 0186-30-0248）

（３）提出方法

別紙質問書（様式第３号）により、「９　応募、問い合わせ先」に電子メール又はファクシミリで提出すること。

電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受付しない。

（４）回答方法

質問に対する回答は、令和８年１１月１７日（火）までに電子メール又はファクシミリで回答する。

（５）留意点

・仕様書等に関する質問の回答は、仕様書等の記載内容の追加又は修正とみなす。

・同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。

・質問者の名称等については公表しない。

５　応募方法等

（１）書類提出

① 参加申込書（様式第１号）	１部
② 誓約書（様式第２号）	１部
③ 別紙作成要領に基づく企画提案書	計１０部（原本１部、副本９部）
④ 見積書（任意様式）	１部

（２）提出期限

令和８年１１月３０日（月）午後４時まで（必着）

（３）提出方法

持参又は郵送とする。

（４）提出先

「９　応募、問い合わせ先」のとおり。

６　業務委託候補者の選定

（１）業務委託候補者の選考方法

提出書類を審査し、最も優れていると判断された提案者を業務委託候補者として選定する。選定された事業者が委託契約を辞退した場合にあっては、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を業務委託候補者とする。

（２）審査方法

審査は「書類審査」とする。審査結果は、令和８年１２月上旬に電子メール及び書面により通知する。

７　契約締結に向けての協議

（１）仕様等の確定について

市は契約締結に向け、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって、契約候補者の企画提案等に記載された全内容を承認するものではない。

協議において、企画提案書の内容に必要な修正を加え、本契約の仕様に反映させることとするが、本要領の基本となる事項は変更できない。

（２）契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

８　その他

（１）参加希望者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

①本要領に定める事項に違反が判明した場合

②提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合

（２）本業務への応募に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

（３）提出された企画提案書は、返却しない。

（４）提出された書類は、原則として、差し替え、変更及び取り消しは認めない。（軽微なものを除く）

９　応募、問い合わせ先

本業務に関する問い合わせは、本要領の公表後から応募の締切までの間、下記において受け付ける。

なお、審査の経過や結果、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等については回答できない。

〒018-5201　秋田県鹿角市花輪字新田町 11-4　道の駅かづの　あんとらあ 2 階

鹿角市 観光戦略部 観光交通課 観光振興班

電話番号　　0186-30-0248（直通）

ファクシミリ番号　0186-30-0268

電子メールアドレス　kankou@city.kazuno.lg.jp